

議案第 86 号

羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第 21 条 （略）</p> <p>2 6 月及び 12 月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 112.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 21 条 （略）</p> <p>2 6 月及び 12 月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>

第 2 条 羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第21条 (略)</p> <p>2 6月及び12月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第21条 (略)</p> <p>2 6月及び12月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明